



矢部川流域景観テーマ協定

平成19年5月

筑後田園都市推進評議会
矢部川流域景観協議会・準備会



はじめに

筑後地域は、矢部川、筑後川といった河川、広大な筑後平野、耳納連山等の自然の骨格が、人々の暮らしや歴史とともに、地域固有の悠久の景観を創り出してきました。とりわけ、有明海に注ぐ豊かな水を湛え、中流から上流にかけての大部分が県立自然公園に含まれる矢部川流域には、利水・治水はもちろんのこと、生態系、文化、営みなどの様々な点で相互につながりを持つ多様な景観が創り出されてきました。

また、古代からの遺跡も多く、中世から近世にかけての歴史上の舞台にもなってきました。近世には矢部川が、有馬藩、立花藩の境界域であったことから、当時の技術を駆使して築造された橋梁や堰、廻水路などの景観資源が多数残り、先人達が矢部川流域の気候・風土の中で創り出してきた棚田や歴史的なまちなみなどの個性的な営みの景観も、今日まで継承されてきています。

その一方で、九州新幹線、有明海沿岸道路、筑後広域公園などの大規模事業が進められており、今後、矢部川流域の景観が大きく変化していくことも予想され、無秩序な都市開発等の影響により、景観が悪化していくことも懸念されます。

こうした中、矢部川を骨格とした広域的な景観づくりを先駆的に取り組んでいくために、市町村、県、関係団体等が協働して、この『矢部川流域景観テーマ協定』を定めることとします。

今後は、この協定に基づき、流域全体の共有財産として、かけがえのない矢部川流域の素晴らしい景観を守り、育てていきます。

目 次

第 1 章 矢部川流域景観テーマ協定の目的と役割	01
第 2 章 矢部川流域の景観特性	05
第 3 章 テーマと目標	15
第 4 章 基本方針	21
第 5 章 実現のためのルールと仕組みづくり	35
補足資料 1 協働して守り育てる景観	41
補足資料 2 周囲の景観を阻害している景観事例	55

第1章 矢部川流域景観テーマ協定の目的と役割

1.1 目的と役割

筑後田園都市推進評議会では、「筑後ネットワーク田園都市圏構想」を推進するために、筑後地域における景観のルールづくりに向けた検討を進めてきました。その中で筑後川、矢部川、有明海、耳納連山等の骨格を中心とする広域の景観については、地域住民、事業者、地域団体・NPO、市町村、県等が協働して推進するために「テーマ協定」を定め、一体的な景観づくりに取り組んでいくこととしています。

その最初の協定である『矢部川流域景観テーマ協定』は、自然や人の営みによって創り出された矢部川流域の景観を対象に、市町村、県、行政の関係機関、地域団体・NPO等が一体となって策定する全体的な目標や方針であると共に、今後、協働して景観づくりに取り組む上での共通認識となることを目的としています。また、矢部川流域の景観を整備・保全していく上での共通の基本的考え方として、今後、この協定に基づき、矢部川流域を対象とする景観計画の策定に着手します。

筑後の6つのテーマ協定の候補

- ① 矢部川流域景観テーマ協定
- ② 筑後川流域景観テーマ協定
- ③ 有明海干拓地景観テーマ協定
- ④ 耳納連山山並み景観テーマ協定
- ⑤ 水郷田園景観テーマ協定
- ⑥ 筑後歴史街道景観テーマ協定



1.2 対象区域

「矢部川流域景観テーマ協定」の対象区域は、矢部川流域を含む、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、黒木町、立花町、矢部村、星野村の8市町村の範囲としています。

矢部川に注ぐ支流である星野川、田代川、辺春川、白木川、飯江川等の河川や、矢部川から分岐して有明海に注ぐ沖端川、塩塚川等の河川とその流域を含む区域も対象区域に含んでいます。

これらの区域は、河川、道路、山並み、田園等の広域にわたる景観要素を共有する区域であると同時に、生態系の観点からも、また歴史的、文化的な観点からも相互に関係を持つ区域です。

このように相互に深い関係を有する景観を「矢部川流域景観」として一体的に捉えることにより、市町村単独では難しい広域的な景観の保全・形成やその観光への活用を、共通の目標と方針のもとに進める区域として設定するものです。

矢部川流域景観テーマ協定の対象区域



1.3 テーマ協定の構成

『矢部川流域景観テーマ協定』を以下のように構成します。



